

食品照射専門部会報告書「食品への放射線照射について」について

平成18年10月3日

原子力委員会決定

1. 当委員会は、本日、食品照射専門部会から、「食品への放射線照射について」と題する報告書を受領しました。

同専門部会は、原子力政策大綱を踏まえて、食品照射に関する現状等について調査審議するために、学識経験者、マスコミ関係者、消費者、食品産業関係者などの有識者を構成員として設置されたものです。本報告書は、同専門部会が食品照射に関する基準等の国際動向を調査審議するとともに、自ら開催した食品照射について国民からのご意見を聴く会において得られたご意見をも踏まえて報告書（案）をとりまとめ、これを意見募集に付すとともに、ご意見を聴く会を2ヶ所で開催し、これらを通じて得られた国民の意見も参酌して、取りまとめたものです。

本報告書は、食品照射を巡る内外の現状を把握した上で、食品照射の有用性、照射食品の健全性の見通し、食品照射を巡るその他の課題について整理し、これらを踏まえて我が国における食品照射に関する今後の取組に関する考え方を示しています。当委員会は、これらの経緯から、本報告書は十分な調査審議を行って取りまとめられたもので、その考え方は尊重すべきものと評価します。

2. 本報告書の示す今後の取組に関する考え方を踏まえ、当委員会は、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等において以下の取組が進められることが必要であると考えます。また、研究者、事業者等においても、(1)②、(2)②及び(3)の取組を進められることを期待します。

(1) 食品安全行政の観点からの判断等

- ①食品安全行政の観点から妥当性を判断するために、食品衛生法及び食品安全基本法に基づく、有用性が認められる食品への照射に関する検討・評価（まずは、有用性のある香辛料への照射について検討・

評価を実施。その他の食品については、有用性が認められる場合に
適宜、検討・評価を実施。)

- ②照射食品の健全性についての知見の不断の集積及び、健全性に関する
研究開発
- ③再照射を防止し、また、消費者の選択を確保する観点からの照射食
品に関する表示の義務付けの引き続きの実施及びその今後の在り
方に関する検討

(2) 検知技術の実用化等

- ①既存検知技術の試験手順の厳密化、公定検知法への採用等、行政検
査に用いられる公定検知法の早期確立、実用化に向けた取組の推進
- ②精度向上等の検知技術の高度化に向けた研究開発
- ③新しい照射食品の許可が行われる場合における監視・指導に係る新
たな対応の必要に応じた検討

(3) 食品照射に関する社会受容性の向上

- ①食品照射に関して国民との相互理解を一層進めるための国民にわ
かりやすい形でのデータの提供等の情報公開及び広聴・広報活動の
推進
- ②放射線利用全体に関する広聴・広報活動及び放射線に関する基本的
な知識に係る教育の充実

3. 当委員会としても、本報告書の示す今後の取組に関する考え方を踏まえ、
本報告書の内容に関する国民との相互理解の充実等に努めます。

また、当委員会は、今後、原子力政策大綱に示される政策の評価等の
定例的な取組の中で、2. に示したところについて関係行政機関等の当
該取組の状況を把握し、それを踏まえ必要な対応を図っていくこととし
ます。

以 上